

2025年9月2日

船橋市長 松戸 徹 様

生活保護及び暮らしの充実を求める要望書

船橋生活と健康を守る会

会長 西永 守

船橋市北本町2-16-7

電話 047-422-8018

表題の件につきまして、この間「船橋生活と健康を守る会」に生活保護の利用者らから、様々な意見や要望が寄せられています。市としてこうした訴えにお応えいただきたく、以下の通り要望いたします。

記

第1 生活保護について

1. 最高裁判所は6月27日、国が2013年から行った生活保護基準引き下げは違法との、画期的な原告勝訴判決を出した。生活保護利用者の十余年に渡る困苦を鑑み、国に対して判決を受け入れ、基準を引き下げ前の2012年時に直ちに戻すよう求めること。
2. 物価高騰対策について

食品、日用品、光熱費などの度重なる値上げが続いている。とりわけ生活保護利用者においては、生活扶助費の物価高騰に見合う増額も行われず、ほとんどは貯蓄もない状況である。困窮が一層深刻化しているため、

- ① 山梨県のように、自治体として生活実態を調査すること。
- ② 物価高騰に見合う物価手当を支給すること。
- ③ 国に対し、近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うよう求めること。

3. 猛暑・熱中症対策となるエアコンについて

- ① 近年は異常な猛暑が続いているが、生活保護利用者は上記の通り、生活扶助費の物価高騰に見合う増額も行われず、ほとんどは貯蓄もない状況である。電気代が高騰する中でもエアコンの使用をためらわないように、当分の間、電気代を補助すること。
- ② 船橋市の調査では2020年度末時点で、生活保護を利用する5,690世帯中360世帯がエアコンなしの世帯だった。360世帯のうち2018年4月1日以降に生活保護を利用し始めた世帯の数を調査し、公表すること。
- ③ 国に対し、2018年3月31日以前に生活保護を利用し始めた人に対してもエアコン購入費を支給するよう、強く求めること。
- ④ 練馬区、流山市などでは、生活困窮者に対してエアコン購入費を助成している。国が③の改善を実施するまでの当面の間、市として独自に生活保護利用者をはじめとした生活困窮者に対し、エアコン購入費を支給すること。
- ⑤ 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付がエアコン購入において利用できることが、必要とする生活保護利用者に知られていない。対象者には漏れなく制度を紹介するチラシを渡し、周知徹底すること。

4. 申請について

- ① 扶養照会は法律上の義務ではないので、やめること。
- ② 正当な理由もなく、任意であることを伝えずに離婚の理由、学歴や職歴などを所定の用紙に書かせているが、プライバシーの侵害であるため、やめること。
- ③ ホームレスの方などへの一時的な居所代・食費の貸付制度が実施されているが、2009年の厚労省通知を踏まえ、貸付ではなく支給に変更すること。
- ④ 「住所不定の場合は保護を開始しない」という運用は生活保護法19条に反する不当なものであり、改めること。
- ⑤ 船橋市はホームレスの人に対し、本人の意に反して、集団生活を営む施設への入所を事実上強制しているが、不適切な事務であり、改めること。「住まいは人権」という理念のもと、ハウジングファーストの観点から生活保護開始にあたって居宅保護

を認め、敷金を支給すること。

- ⑥ ホームレスの人に対して、市内で発生した火災や大規模災害の被災者、ウクライナからの避難民などと同様に、市営住宅の一時使用を認めること。併せて、市営住宅を抜本的に増設すること。

5. その他の助成について

- ① 都市ガスより高い、プロパンガスを使用している世帯には、差額に対応する扶助費を支給すること。
- ② 喪服代、供花代など、冠婚葬祭における交際費は生活扶助費に算入されているが、扶助費そのものが著しく少額であり、いつ必要か分からないものを少しずつ貯めることは困難である。よって上記交際費を市として助成するか、もしくは社会福祉協議会などと協力し、安価に利用できる喪服などのレンタル制度を創設すること。
- ③ 家電リサイクル法の対象となる家電製品排出時のリサイクル料金を助成すること。
- ④ 自転車について
 - (ア) 自転車保険の加入の有無や未加入の理由について調査をすること。
 - (イ) 自転車保険についても給付制度をつくること。

6. 医療扶助について

- ① 市として医療証を交付し、遅滞なく医療機関にかかれるようにすること。特に学校での配慮を重視すること。
- ② ジェネリック医薬品の使用の強要は、生活保護利用者への差別にあたるため、強要しないこと。
- ③ 通院移送費の支給について
 - (ア) 医療機関にかかっている生活保護利用世帯に申請を促すこと。
 - (イ) スマートフォンなどによるオンライン申請が行えるようにすること。

7. 広報について

- ① 生活保護利用者への差別に基づくバッシングは依然として深刻であり、スティグマ（恥の烙印）により申請を断念するケースも相当数にのぼると推察される。船橋市は「生活保護は国民の権利」と明示した「生活保護まるわかり Q&A」リーフレットを公共施設に配架するなどの努力をしているが、実際に手に取る人は限られている。さらに広く知らせるため、相模原市、中野区、杉並区などのようにポスターを作り、公共施設や駅などに掲示すること。

- ② 「生活保護のしおり」について

- (ア) 「生活保護決定までの流れ」について。

「保護決定前であっても、生活支援課の助言指導に従わないときは、申請を却下することがあります」という記載があるが、福祉事務所が助言指導できるのは生活保護利用者だけである。違法な記載であるとともに、申請者や、申請を検討している人を萎縮させる文章であるため、削除すること。

- (イ) 「資産の活用」について。

「貯蓄性の高い生命保険（一部学資保険などは除く）は生活のために活用してもらい」と記載されているが、生命保険は自立の助長に資する場合は加入の継続が認められている。後段で総括的に「個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください」と記載があるが、これは不親切である。

神奈川県小田原市のように「保険料が最低生活費の10%を超えるような高額生命保険の加入・保有」は「保有が認められない」と例示するなど、分かりやすい記載に改めること。

- (ウ) 同じく「資産の活用」欄にある、「自家用車は処分してもらうことになる」という記載について。

自動車は事業用品としての保有、あるいは障害者の通院・通学・通勤、保育所等の送迎のための保有、概ね1年以内に就労により保護から脱却することが見込まれる場合の保有などが認められるが、そのことは一般的に知られておらず、生活保護バッシングにおいても度々槍玉に挙げられている。よって「生活保護まるわかり Q&A」だけではなく「しおり」においても自家用車の保有が認められるケースを例示し、誤解の払拭に努めること。

- ③ 「生活保護まるわかり Q&A リーフレット」について

(ア) 「Q4 持家があっても生活保護は受けられるの？」について。

持ち家について「原則売却」としているのは誤りである。

厚生労働省も「不動産の保有の考え方」の「基本的な考え方」において、「不動産については、売却することが原則。被保護世帯の居住の用に供される家屋及びそれに付属する土地については、保有を容認し、保護を適用」と記載している（出典：社会保障審議会一福祉部会 生活保護制度の在り方に関する専門委員会 第11回（平成16年5月18日）資料2）。

船橋市の記載は誤った認識を広げるため、改めること。

(イ) 「Q5 借金があっても生活保護は受けられるの？」について。

「借金があるために生活保護を受給できないということはありません」との記載は評価するが、その後の生活保護費は「借金の返済にあてるためのものではない」という記載が、借金の返済を禁じているという誤解を与えかねない。生活可能な範囲で保護費から返済すること自体は認められており、人間関係維持のために少しずつ返済したいという人の保護申請を妨げる恐れがある。

後段で「そのため、法律の専門家などに相談した上で、借金の整理を行うようご案内させていただきます」と記載されているが、これだけでは制度について読み手に正確な理解を促すには不十分なため、記載を改めること。

8. その他の運用について

- ① 生活支援課の窓口において、相談時は個室を使うなど、プライバシーが守られるようにすること。
- ② 生活支援課の窓口で、職員への声掛けを躊躇する人でも気軽に入手できるよう、生活保護の申請書と、生活保護のしおり、生活保護丸わかりリーフレットを置くようにすること。
- ③ 国立市のように、生活保護を利用していない人が新たに利用を申し込むための「生活保護申請書」を、船橋市のホームページからダウンロードできるようにすること。
- ④ 生活保護を利用していない人が新たに利用を申し込むための「生活保護申請」について、スマートフォン等によりオンラインでも行えるようにすること。
- ⑤ 「生活扶助費が入院基準に切り替えられたことに何ヶ月も気づかなかった」などの事態を防止するため、生活保護費の決定通知書に内訳を記載すること。
- ⑥ 通常は月末である生活保護費の支給が4月のみ数日遅れるが、3月末に支給するよ

う、運用を改めること。会計年度が改まることにより困難ということであれば、国にも問題を提起し、改善を図ること。

- ⑦ 生活保護法 63 条返還の決定において、自立更生免除について当事者に説明すること。安易に全額返還を求めず、当事者の生活実態を把握し、自立更生免除の必要性について検討し、必要なら免除すること。
- ⑧ アパートの賃貸借契約を結ぶにあたって、保証会社の利用申込み時に求められる「緊急連絡先」が記入できないばかりに、賃貸借契約が結べないというケースが多発している。船橋市は緊急連絡先にならないという対応をしているが、生活保護利用者は転居先のアパートが見つかりにくい上に孤立している人が多いため、対応を改めること。

9. 市の体制について

- ① 生活保護行政において、今後も民営化や職員の非正規化はやめること。引き続き、業務は市の正規職員が行うこと。
- ② 相談員やケースワーカー（以下、CW という。）などの人員を増やすこと。国基準では CW 一人当たりの担当世帯数は 80 世帯で、船橋市では 78.9 世帯だが、産休・育休などで長期休暇に入っている CW もいることを踏まえた現実的な稼働ベースでは、一人当たり 84.2 世帯にのぼる（2025 年 4 月 1 日時点）。現実的な稼働ベースにおいても、緊急に国基準を確保すること。
- ③ 社会福祉士を増員すること。
- ④ 精神障害者が著しく増加していることを鑑みて、精神保健福祉士を採用し、増員すること。
- ⑤ 面接員の待遇を改善すること。市の正規職員を配置すること。
- ⑥ CW ら職員の研修を充実させ、生活保護制度の正しい理解や人権尊重の必要性についての理解を促進すること。同時に全職員が充分参加できるよう、体制的・金銭的にも保障すること。

- 10. 生活扶助の引き下げなど、国の生活保護費削減の動きに市として強く反対すること。老齢加算の復活を求めること。

11. 障害者加算について、精神障害においては精神障害者保健福祉手帳より「年金優先」とする取り扱いは精神障害者への差別であるとともに、障害基礎年金の受給権を持たない者であれば手帳に記載される障害の程度によっては加算が付くなど、無差別平等の原則に反する実態がある。身体障害と同様に、手帳と年金を同等に扱い、より多くの人が加算の対象となるよう、国に求めること。

第2 その他、暮らしの制度の充実について

1. 住宅費負担の軽減について

- ① 住まいは生活の基本であり、憲法25条が保障する生存権の土台である。子育て世帯、若者、学生、高齢者、シングル女性をはじめ、家賃で苦しむ幅広い世帯を支援するため、市として家賃補助制度をつくること。
- ② 国に対して、全国でわずか600戸程度が機能しているにすぎない現行の家賃低廉化制度（セーフティネット住宅）を改め、低所得者への家賃補助制度として抜本的に拡充するよう求めること。
- ③ 市営住宅の新規建設を再開し、「借り上げ市営住宅」なども増やしながら市営住宅の供給数を大幅に引き上げること。同時に収入や年齢などの基準を見直し、入居対象者を拡大すること。

2. 暮らしの支援とともに温室効果ガスの削減という観点からも、省エネ効果の高いエアコンや冷蔵庫について、新規購入・買い替え費用を助成すること。
3. 熱中症対策として、電気代が高騰する中でもエアコンの使用をためらわないように、電気代を補助する制度を創設すること。
4. 船橋市が10月から開始する「身寄りのない高齢者等サポート事業」は生活保護利用者を対象外としているが、見守りや安否確認、入退院時等の付き添い、医療説明時の同席などを必要とするのは、生活保護利用者も同様である場合が少なくない。1回1,200円のサービス利用料を500円にするなど低額化し、生活保護利用者も対象にするよう、制度を改めること。
5. 2023年度の全国の就学援助率は13.66%だが、船橋市では小学校7.7%、中学校9.6%と低水準である。対象者が利用していない可能性も含めて原因を調査し、認定

基準を収入から所得に変更するなど、より多くの人々が利用しやすい制度に改めること。

6. 市立小・中・特別支援学校の給食を完全に無償化すること。

以上